山口縣護國神社春季慰霊大祭次第　（令和四年）

四月二十九日　午前十時三十分（十時二十分是より先手水之儀あり）

時刻
次　参列者一同席に著く
次　宮司以下祭員参進・祓所に著く　祓修
次　宮司以下祭員所定の座に著く
次　国家奉奏
次　宮司一拝
次　開扉　警蹕一同磬折
次　献饌（弁備）
次　献水
次　宮司祝詞奏上
次　慰霊詞奏上
次　『みたま慰めの舞』奉奏　一般財団法人山口県遺族連盟会長
次　玉串拝礼
　宮司
　山口縣護國神社崇敬奉賛会会長
　一般財団法人　山口県遺族連盟会長
　英霊にこたえる会山口県本部会長
　山口縣護國神社総代
　遺族代表
　来賓
次　電文披露
次　宮司一拝
　挨拶　宮司
　山口県遺族連盟会長
　来賓挨拶　山口県知事他
　各退下　（十一時三十分終了予定）

一同拝礼
此之間奏楽
此之間奏楽
此之間奏楽
一同磬折

此之間奏楽

一同拝礼

閉会

◎『みたま慰めの舞』解説　この舞は、昭和十二年に香淳皇后（昭和天皇の皇后）から戦没者に賜った御歌「やすらかに　眠れとぞ思ふ　君のため　命ささげし　ますらをのとも」に作曲、作舞した神楽舞です。英霊を慰霊顕彰するに相応しい神楽舞で、護国神社の神前にこの舞を奉奏することは、誠に意義深いものです。

奉納行事のご案内

銃剣道演武（拝殿前）　午前十時～十時十五分

2022/04/25 11:42 0839251314 ﾍﾟｰｼﾞ 01/02

山口縣護國神社春季慰霊大祭次第（令和四年）

四月二十九日　午前十時三十分（十時二十分）

時刻　参列者一同席に著く

次　宮司以下祭員参進・祓所に著く　是より先手水之儀あり

次　修祓

次　宮司以下祭員所定の座に著く

次　国家奉奏

次　宮司一拝　一同拝礼

次　開扉　警蹕一同磬折　此之間奏楽

次　献饌（弁備）　此之間奏楽

次　献水　此之間奏楽

次　宮司祝詞奏上　一同磬折

次　慰霊詞奏上

次　『みたま慰めの舞』奉奏　一般財団法人山口県遺族連盟会長

次　玉串拝礼　此之間奏楽

宮司

一般財団法人　山口県遺族連盟会長　新宅儀次郎

英霊にこたえる会山口県本部会長　河村建夫

山口縣護國神社総代

遺族代表　宇部市連合遺族会会長　岩村誠

来賓

次　電文披露

次　宮司一拝　一同拝礼

次　挨拶

○宮司

○山口県遺族連盟会長

―「以上を以って祭典を納めます」―

来賓挨拶　山口県知事他

各退下　（十一時三十分終了予定）

◎『みたま慰（なご）めの舞』解説　この舞は、昭和十二年に香淳（こうじゅん）皇后（昭和天皇の皇后）から戦歿者に賜った御歌「やすらかに眠れとぞ思ふ　君のため命ささげし　ますらをのとも」に作曲、作舞した神楽舞です。英霊を慰霊顕彰するに相応しい神楽舞で、護国神社の神前にこの舞を奉奏することは、誠に意義深いものです。

奉納行事のご案内

銃剣道演武（拝殿前）　午前十時～十時十五分

乙第38号証
乙第44号証

乙第45号証
乙第39号証

謹啓　時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

常日頃より、防長英霊塔の慰霊顕彰につきましては、格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、防長英霊塔は、明治維新の大業以来数度の国難に殉じられた本県戦没者の御英霊をお祀りするため建立されたもので、戦没者の御遺骨も一部安置されています。毎年春、４月２９日には防長英霊塔におきまして、殉国の御英霊に感謝の誠を捧げると共に御冥福を御祈り申し上げ「防長英霊塔春季慰霊祭」を執り行って参りました。

本年も４月２９日に春季慰霊祭を執り行いますが、昨年同様に自粛し、下記により執り行うことと致しました。

何卒、諸情勢ご賢察いただき、今後共、一層のご指導、ご鞭撻をいただきますよう御願い致します。

敬具

記

＜防長英霊塔春季慰霊祭について＞

１、日　時　令和４年４月２９日（金・祝）午後１時から午後１時３０分頃までを予定致しております。

２、場　所　防長英霊塔　御前

３、法　要　例年の通り、仏式により執行致します。

４、参列について

○御来賓、御遺族・御関係者並びに一般の方々のご参列は、自由参拝と致します。従いましてお席等は設けておりません。

○車でのご参列の場合、例年のとおり、陸上自衛隊山口駐屯地訓練演習場内をご利用下さい。

令和４年４月４日

山口県知事
村岡嗣政様

一般財団法人山口県英霊顕彰会
会長　新宅　儀次郎

乙第4046号証

２０２５／０７／３１　１６：４７　現在の情報です。

山口市旭通り一丁目１１番６号
一般財団法人山口県英霊顕彰会

会社法人等番号	２５００－０５－０００１２７
名　称	一般財団法人山口県英霊顕彰会
主たる事務所	山口市旭通り一丁目１１番６号
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する 方法による。
法人成立の年月日	昭和５３年４月１５日
目的等	目的 本会は、明治維新以来国難に殉じた本県出身戦没者の慰霊と遺徳を顕彰し県民斉しく感謝の誠を捧げ平和日本の建設に寄与することを目的とし、その目的を達成するために、次の事業を行う。 （１）防長英霊塔の祭祀及び各種の英霊顕彰活動 （２）防長英霊塔の維持管理 （３）英霊慰霊顕彰に関する事業への支援 （４）英霊の慰霊顕彰に関する啓蒙宣伝活動 （５）社会道義の高揚 （６）戦没者遺族の生活相談事業 （７）その他本会の目的達成のため必要な事業

役員に関する事項		
評議員	林　光　男	令和　３年　６月１８日重任
		令和　３年　７月１５日登記
評議員	林　光　男	令和　７年　６月１８日重任
		令和　７年　６月３０日登記
評議員	深　野　宗　泉	令和　３年　６月１８日重任
		令和　３年　７月１５日登記
評議員	深　野　宗　泉	令和　７年　６月１８日重任
		令和　７年　６月３０日登記
評議員	大　賀　廣　史	令和　３年　６月１８日重任
		令和　３年　７月１５日登記
評議員	大　賀　廣　史	令和　７年　６月１８日重任
		令和　７年　６月３０日登記
評議員	真　庭　宗　雄	令和　３年　６月１８日就任
		令和　３年　７月１５日登記
		令和　７年　６月１８日退任
		令和　７年　６月３０日登記
評議員	髙　井　仁	令和　３年　６月１８日就任
		令和　３年　７月１５日登記
評議員	髙　井　仁	令和　７年　６月１８日重任
		令和　７年　６月３０日登記
評議員	黒　神　直　大	令和　７年　６月１８日就任
		令和　７年　６月３０日登記
山口県山口市陶１番地６８		令和　３年　６月１８日就任

代表理事　新宅儀次郎	令和　3年　7月15日登記
	令和　5年　6月16日重任
山口県山口市陶1番地68 代表理事　新宅儀次郎	令和　5年　6月27日登記
	令和　6年10月11日死亡
	令和　6年11月27日登記
山口県長門市日置上3794番地 代表理事　藤本健	令和　6年11月27日就任
	令和　6年11月27日登記
	令和　7年　6月18日退任
	令和　7年　6月30日登記
山口県宇部市大字妻崎開作589番地5 代表理事　岩村誠	令和　7年　6月18日就任
	令和　7年　6月30日登記
理事　藏重恵昭	令和　3年　6月18日重任
	令和　3年　7月15日登記
理事　藏重恵昭	令和　5年　6月16日重任
	令和　5年　6月27日登記
理事　藏重恵昭	令和　7年　6月18日重任
	令和　7年　6月30日登記
理事　原田昭彦	令和　3年　6月18日重任
	令和　3年　7月15日登記
理事　原田昭彦	令和　5年　6月16日重任
	令和　5年　6月27日登記
理事　原田昭彦	令和　7年　6月18日重任
	令和　7年　6月30日登記
理事　藤本健	令和　3年　6月18日重任
	令和　3年　7月15日登記
理事　藤本健	令和　5年　6月16日重任
	令和　5年　6月27日登記
	令和　7年　6月18日退任
	令和　7年　6月30日登記
理事　新宅儀次郎	令和　3年　6月18日就任
	令和　3年　7月15日登記
理事　新宅儀次郎	令和　5年　6月16日重任
	令和　5年　6月27日登記
	令和　6年10月11日死亡
	令和　6年11月27日登記
理事　岩村誠	令和　7年　6月18日就任
	令和　7年　6月30日登記
理事　秋山文男	令和　7年　6月18日就任

		令和　7年　6月30日登記
	監事　宮原健一朗	令和　3年　6月18日重任
		令和　3年　7月15日登記
		令和　5年　9月　5日死亡
		令和　6年　1月　9日登記
	監事　河村勉	令和　3年　6月18日重任
		令和　3年　7月15日登記
		令和　4年　3月31日辞任
		令和　4年　4月　5日登記
	監事　平野展康	令和　4年　4月　1日就任
		令和　4年　4月　5日登記
	監事　平野展康	令和　7年　6月18日重任
		令和　7年　6月30日登記
	監事　永田禮子	令和　5年12月22日就任
		令和　6年　1月　9日登記
	監事　永田禮子	令和　7年　6月18日重任
		令和　7年　6月30日登記
登記記録に関する事項	平成25年4月1日財団法人山口県英霊顕彰会を名称変更し、移行したことにより設立 平成25年　4月　1日登記	

＊下線のあるものは抹消事項であることを示す。

乙第41号証
乙第47号証

山口県護国神社春季慰霊大祭　配置図

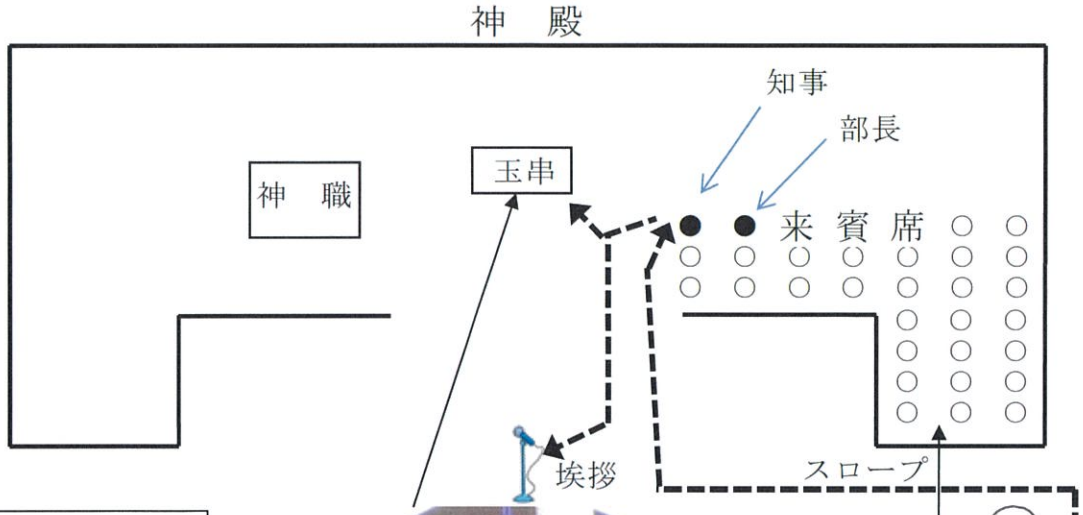

R4.4.29 撮影



R4.4.29 撮影



③



④



乙第4248号証

山口縣護國神社春季慰霊大祭を斎行

―五万二千百三十柱のご冥福を祈って―

令和四年四月二十九日（祝・金）午前十時三十分より「山口縣護國神社春季慰霊大祭」は、山口縣護國神社津田勉宮司を祭主に、神職並びに来賓、遺族、関係者の参列の下、新型コロナウイルスの感染拡大防止と参列者の安全対策を講じる中、厳かに斎行された。

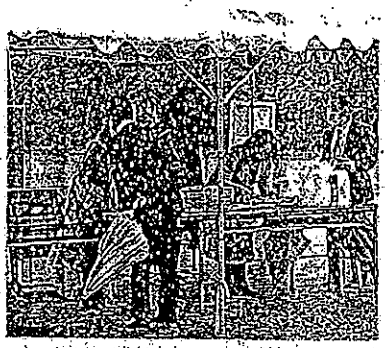

大祭は風雨の中、午前十時より柔剣道演武が奉納され、午前十時三十分から津田宮司以下祭員が本殿に進み、修祓の後、祭員所定の位置につき、国歌奉奏、宮司一拝に続き、御扉が開かれた。続いて献水の後、津田宮司が祝詞奏上。次に、一般財団法人山口県遺族連盟会長の新宅儀次郎氏が慰霊詞を奏上、次に『みたま慰の舞』奉奏の後、津田宮司に合わせ祭員一同が玉串拝礼の後、来賓、神社総代、遺族代表が進み玉串を奉奠して拝礼を行った。続いて各界から大祭に寄せられた電文披露の後、宮司一拝が行われ祭祀は厳粛の内に斎行されました。

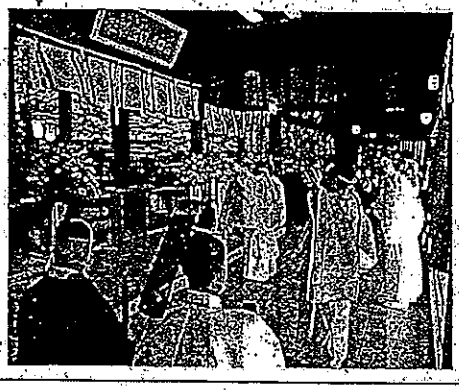

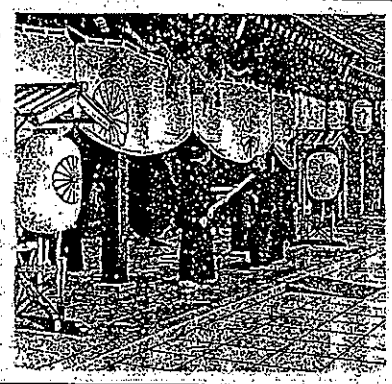





慰霊祭には、来賓参拝者として、山口県知事　村岡嗣政様はじめ、山口県議会議長代理　山口県議会副議長　二木健治様、衆議院議員　高村正大様、参議院議員　北村経夫様、衆議院議員　杉田水脈様、自衛隊関係者、国会議員代理秘書、山口県議会議員並びに県内各界代表のご臨席をいただき、玉串を奉奠して拝礼を賜りました。

また、慰霊祭に対し、衆議院議員　安倍晋三様をはじめ山口県選出自由民主党所属衆・参国会議員、県下の市長、県議の皆様方から鄭重なる慰霊電報を賜りました。









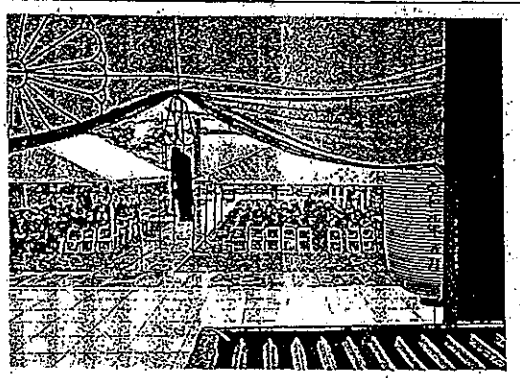

○慰霊詞奏上

本日ここに、山口縣護國神社慰霊大祭がご来賓として、山口県知事　村岡嗣政様、山口県議会議長代理　山口県議会副議長　二木健治様、衆議院議員　高村正大様、参議院議員　北村経夫様、衆議院議員　杉田水脈様並びに各界代表のご臨席をいただき、県下各地より、戦没者ご遺族並びに

関係者の参列のもとに、厳粛に執り行われるに当たり、一般財団法人山口県遺族連盟を代表し、五万二千百三十柱の御霊に謹んで、慰霊詞を奏上いたします。

「光陰矢の如し」と申します。多くの尊い犠牲者をだした先の大戦が終わり、早や七十有余年が経過し、時代は、昭和、平成、令和へと移り、人々の心の中に、先の大戦が、過去のことになりつつある今日であって、なお、私たちは国の平和と繁栄、家族の幸せを願いながら過酷な戦場で、無念にも散華された、ご英霊の面影を追い求め、思いを巡らしています。今日、国民が当たり前のように享受している平和と繁栄は、三百十万に及ぶ方々が戦場に散り、戦禍に斃れ、祖国の礎となられたことを忘れてはなりません。

そして、最愛のご家族を失われ、癒されることの無い深い悲しみの中にあって、老いた父母、兄弟姉妹、幼子を抱えた戦没者の妻の方々の心中を思い、痛惜の念に堪えません。

今を生きる者として、ご英霊の尊い御心や戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に語り継いで行かなければならない大切な使命があります。

私たちは微力ながらも、全国の遺族会と連携し戦没者の孫、曾孫世代を中心とする青年部組織づくりに取り組んでおります。

世界に目を向ければ、ミャンマーの軍事クーデターによる混乱や北朝鮮によるミサイル発射、ロシア軍のウクライナへの侵攻は、ウクライナ全土を席巻するミサイル攻撃や空爆、市街戦により、住民、軍、都市を問わず甚大な被害が拡大し、ロシア軍侵攻の惨状は先の大戦を彷彿させ、世界平和への秩序が脅かされ、罪のない命が失われ続けています。

儒教の教えの中に、「治に居て乱を忘れず」という教えがありますが、太平の世にあっても、乱世の苦しみ、悲しみを決して忘れてはならないという教えであります。

私たちは、先の大戦において、祖国の行く末を案じ、家族の幸せを願いながら、国の礎となられた戦没者の尊い「み心」を誇りに、悲惨な歴史を繰り返すことなく、世界の平和、命の大切さをしっかりと後世に受け継いで行く為、たゆまぬ努力を続けますことをここにお誓い申し上げます。

ご英霊のふるさと、ここ山口県では、本日、ご参拝賜りました村岡嗣政県知事が見事に三選を果たされました。

村岡県知事におかれましては、変異の進むコロナ禍への更なる感染防止対策に取り組まれる中、県民の命と健康を守り抜き、地域経済・暮らしを再生し、山口県の新たな未来創りと、安全と元気を取り戻すために、先頭に立って奮闘されています。ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

結びに、今日のわが国の平和の礎となられた戦没者の御霊の平安と、御来賓をはじめご遺族の皆様方のご多幸を心よりお祈り申し上げ、山口県の一層の発展を祈念し慰霊詞といたします。

令和四年四月二十九日

一般財団法人山口県遺族連盟

会長　新宅儀次郎

防長英霊塔春季慰霊祭を斎行

〈令和四年四月二十九日〉

一般財団法人山口県英霊顕彰会

世界平和を祈って

一般財団法人　山口県英霊顕彰会（会長　新宅儀次郎氏）は、四月二十九日（金）午後一時より、山口市宮野下江良の防長英霊塔において防長英霊塔春季慰霊祭が自由参拝により執り行われた。

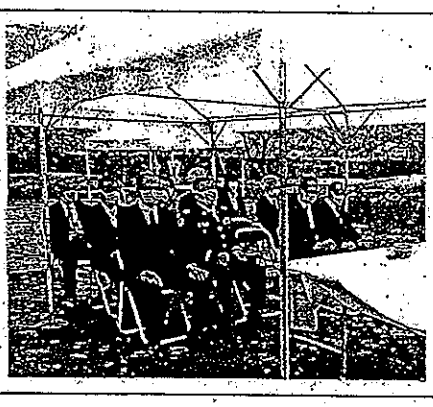

慰霊祭は、時折の強風が舞う中午後一時にはじまり、導師の山口市仏教団団長　臨済宗　洞春寺住職　深野宗泉様並びに副導師のご入場、着座の後、一般財団法人山口県英霊顕彰会　新宅会長が追悼のことばを述べた。続いて、読経がはじまり参拝者は線香を手向け、御英霊のご冥福とウクライナ侵攻の早期停止と世界平和の実現を祈念した。続いて導師のご挨拶並びに山口県英霊顕彰会会長が挨拶し、防長英霊塔春季慰霊祭はつつがなく終了した。



○参拝者

自衛隊関係者、国会議員代理、遺族連盟役員、英霊顕彰会役員等二十名

○慰霊電報

次の方々の鄭重なる慰霊電報を司会より披露しました。

靖國神社宮司　山口建史様



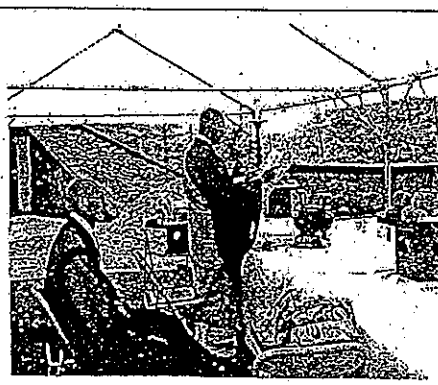

乙第49号証
乙第43号証

財団法人
山口県遺族連盟
五十年誌



発刊のことば

財団法人　山口県遺族連盟
会長　浜野　薫

戦後半世紀が経過いたしました。その間わが国は目覚ましい発展を遂げ、現在の平和と繁栄を築きあげました。

しかし、東亜の安定と自存自衛のために戦った先の大戦において、二百五十万の尊い生命が失われたのであります。

思えば赤紙一枚の召集令状を受け勇躍征途につきましたが、武運拙く戦場に散華されたご英霊に想いをはせる時、戦の愚かさを深く反省すると共に未来永劫の平和を祈るものでございます。

激しい戦をくぐりぬけてきた私達は祖国のために尊い生命を捧げられたご英霊の殉国の史実を風化させることのなき様、正しい歴史観確立のもと、その功績を次の世代に語り伝える事が責務であります。

戦後、戦没者遺族は国の補償は断ち切られ、物心両面に困窮し悲嘆にくれる毎日でありました。初代会長故吉冨幸助氏は、当時の惨状を救わんと、米軍民間情報部の了解を得て、昭和二十一年八月十日全国に先駆けて山口県遺族連盟を結成、創立されたのであります。その後遺族は連盟組織を心の寄せどころとして、互いに扶け合い励まし合いながら誇りを胸に生きて参りました。

翌二十二年には日本遺族厚生連盟が結成され、全国遺族は英霊の顕彰、戦没者遺族の福祉増進・慰藉救済の道を開くと共に、道義の昂揚、品性の涵養に努め平和日本の建設に貢献することを目的とし一致団結して血のにじむ遺族運動を展開した結果、昭和二十七年遺族援護法が制定され、二十八年に恩給法が復活してやっと処遇のみちが開け、その後も熱心な運動を重ね逐年改善されて参りました。しかし、英霊顕彰についてはいまだに靖国神社公式参拝は定着せず、ご英霊に対する国の約束が果たされないことはまことに遺憾であり、一層の努力を続けなければなりません。

創立五十周年を迎え、高齢化する連盟組織を活性化するため、更に遺児・女性部会員の拡充を図り光輝ある伝統を継承していただきたく、温故知新、五十年誌の編纂を企画いたしましたところ山口県ご当局の厚いご支援を賜り、また五十周年記念事業募金に会員ならびに篤志の各位より温かいご賛同を戴き、お蔭をもちまして県護国神社参道石畳敷設奉納事業及び連盟五十年誌刊行事業が完遂できましたことを、茲に衷心より厚くお礼申し上げてご挨拶といたします。

平成八年十二月



発刊を祝して

山口県知事　二井関成

このたび財団法人山口県遺族連盟が、創立五十周年記念事業として「五十年誌」を発刊されますことは、誠に意義深く、心からお喜び申し上げます。

本連盟におかれましては昭和二十一年の創立以来、英霊の顕彰、戦没者遺族の福祉の向上など援護事業の推進に多大な貢献をしてこられました。

ここに、関係者の今日までの御労苦と会員の皆様の永年にわたる御尽力に対しまして、心から敬意を表します。

今日、戦後五十年が経過し、戦争体験は風化しつつあり戦争の悲惨さも忘れられようとしていますが、戦争の悲惨さと平和の尊さを改めて認識し、これを次の世代に伝えていく貴重な資料としてこの記念誌が幅広く活用されることを願うものであります。

二十一世紀を目前に控え、社会経済情勢が大きく変化する中で、私といたしましては、「二十一世紀に自活できるたくましい山口県の創造」をめざして、県民の福祉の向上と県政の一層の発展、恒久平和の実現に全力で取り組んでまいりたいと考えており、今後とも、県民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに御霊の御冥福をお祈り申し上げますとともに、山口県遺族連盟のますますの御発展と御遺族の皆様の御健勝と御多幸を心からお祈りいたしましてお祝いの言葉といたします。

二、昭和二十年
戦後における戦没者遺族の窮状

社会秩序の紊乱と
裏切られた遺族たちの心情

敗戦と共に日本政府はあって無きに等しく、占領軍によって諸般の制度は急激に改革され、経済は逼迫を極め、食糧は窮乏し、思想犯は解放されて国民思想は大きく左に揺れ傾き、労働組合は結成されてゼネラルストライキを計画し、在留の異国人はのさばりかえり、従来の国民規律も、社会秩序も全く紊乱して、親しかった隣人さえもあたりかまわず、生きんがために自分だけの道を思い思いに突進しはじめた。そこには祖国もなければ民族もない。誰一人として立ってこの状態を統制指導しようとする気骨のあるものも出てこない。強い者が勝ち、弱い者が更にしいたげられる有様は誠に悲惨凄愴であった。我国の美風も伝統も弊履の如く捨てさせられて、国情はまさに百八十度の大転換ぶりであった。

ここに戦没者遺族の最大の悲劇があったのである。この戦争で父を、夫を、可愛い吾子を、兄弟を、国家にささげた遺族たちは、国家を信頼し、頼りとするものは国家であり、政治にたづさわっている役人たちであった。然るにその日本政府は全然頼りにならないものとなり、政府の役人たちは豹変した。遺族は天涯に頼るべき何者もなく、殊の外遺族にきびしい占領政治の威圧に怖れおののきながら、老幼を抱えて物心両面の困窮に陥いり、路頭に迷わざるを得ないことになった。その頃戦没者の遺骨伝達式も行なわれたが、甚だお粗末な伝達であり、遺骨を抱えた遺族が混雑する汽車に乗っても誰一人会釈するものもなく、座席を譲ろうとする人情もない浅ましい世情であった。

占領軍の命令と称し、従来の軍人援護事業は一切禁止され、遺族に対する国家の処遇はすべて差しとめられた。昨日まで遺族援護の重要性を口にしていた、中央地方の役人たちは、その舌の根のかわかないうちにこの豹変ぶりである。誠にあさましい姿であり、戦没者遺族として憤激にたえなかったのである。

これが終戦後の遺族の窮状であり、悲劇であった。

この占領政治によってわが国民は国を愛する伝統の精神を喪失し、その禍根は永く尾を引いて今日の無秩序と混乱につながっている。

占領政治が遺族に与えた影響

占領軍の指令通達は日本政府に対する至上命令であり、我国の実情に副うものであるか否かは考慮されず、占領軍の一方的な命令として日本政府にこれが実行を強要された。

これがため社会各般にめまぐるしい変革が起り、人心は愈々動揺を極め、国民の日常生活は不安焦燥にかられ、経済は混乱し、労働運動は激化する、食糧不足で米よこせ運動が起こるなど、社会秩序は乱れ道義地を払う状態となった。この混乱の渦中にあって、戦没者遺族は官公庁からも、一般国民からもしらじらしく敬遠疎外され、寄る辺なく途方に暮れたのである。

なかんづく次の各項の問題は、遺族に対して極めて大きなひびきを与えた。

その（一）恩給法による公務扶助料の停止

ポッダム勅令第六八号第一条に「軍人、準軍人、陸海軍部内の公務員、準公務員又はこれらの者の遺族に対し、今後恩給はこれを支給しない。」と規定された。これで恩給法で定められた国の約束が破棄されたのである。一家の主柱を国家にささげた遺族にとっては、公務扶助料は唯一無二の生活の原資である。生活能力の乏しい遺族がこれを停止されては、老幼を抱え明日からの生活の資を断たれたことになる。しかも戦後の経済事情の大きな変動と物価高で極めて大きな打撃を受けたのである。この問題は戦後永い間尾を引いて、戦没者遺族を苦しめ、多くの社会問題を惹起したのである。

その（二）神道指令と靖国神社問題

昭和二十年十二月十五日占領軍の発した神道指令によって、別格官弊社靖国神社が、いや応なしに宗教法人靖国神社にさせられたのである。そのとき占領軍は今後六ヶ月以内に別格官弊社靖国神社を解散して、宗教法人に改めなければ靖国神社は存在を許さない。解散したものと見做すと、極めてきびしい指令を下した。そのため靖国神社当局はもとより多くの国民が非常に憂慮したが、遂に止むを得ず宗教法人となる手続をとったのである。

戦死者の遺書の多くには、靖国神社にまつられ、国家が永久に祭祀をつづけることを無上の光栄であり、名誉と思っておることが書かれてある。「この次に会う時は靖国神社で」と云う合言葉は、国に殉ぜんとする純真な決意のひらめきである。この殉国の精神は裏切られたのである。これは国家存立の基本をくつがえす重大な問題である。遺族としての誇りも失われ、精神的に大きな影響を与えられたのである。

その（三）公葬等の執行禁止文民との取扱を異にして

昭和二十一年十一月一日　戦没者の公葬を県や市町村で行なうことを禁止する指令を日本政府をして出さしめた。政治と宗教を切り離すと云う見地から、県市町村等の公共団体は、戦没軍人軍属等の公葬、慰霊祭を執行してはならないとされた。これによって従来県や市町村で行なっていた公葬等は一切行なうことができない。個人又は民間団体においてこれを行なうことは差支えないとされておるが、その場合でも官公の長やその職員が公人としてこれに参列してはならないと決め、一般人も参列を強要されないし、教師が児童生徒を連れて参列することも禁止された。戦没軍人軍属の遺骨伝達式も同様の扱いである。

更に忠魂碑等戦没者の記念碑の新設を禁止し、既設のものも学校の構内、公共の用地内等にあるもので、軍国主義的なものはこれを撤去せよと指令した。

この指令の中で、われわれが最も遺憾に思うことは、文民としての功労者、殉職者に対し哀悼の意を表するため、官公庁が休業したり、弔旗をかかげたり或は宗教的儀式を伴わない慰霊祭を行なうことは許されていた。更に個人や民間団体が行なう文民の葬儀や慰霊祭に官公の長又はその職員が公の資格で参列し、弔慰金や花環を贈り弔辞を呈することも許されていたことである。

文民と軍人との間にこのような取扱いの上に差をつけていることは戦没軍人軍属を侮辱することであり、極めて遺憾であった。

その（四）　救済物資の不配給
戦没者遺族だけを除外した措置

終戦後経済事情の激変の中に、戦没者遺族をはじめ傷痍軍人、戦災者、引揚者などで生活に困窮し保護救済を要するものが多かった。

政府はこれらの困窮者に対し、旧軍隊や政府の備蓄物質（鍋、釜その他家庭用器具、毛布、軍服、シャツ、食糧品等）あるいは占領軍からの放出物資の配給をするに当り、その通達文に「傷痍者、戦災者、引揚者等」と記載して「遺族」という文字を故意に脱落していた。そのため末端の市町村当局は、遺族を除いて配給処理をした。この風潮は直ちに町内会、隣組に波及し、末端組織から殊更に遺族が白眼視されるに至った。この問題は身辺に身近かに響く事柄であったので、戦没者遺族を一層憤慨させ、更に卑下させたのである。

後日この問題で厚生大臣に日本遺族厚生連盟を代表して厳重に抗議した処、大臣はこの通牒は、特に遺族を除いたわけではない。「遺族のことは」「等」の文字に含まれているとナンセンスな答弁をした。そこで吾々は更に、当然遺族を含まなければならないにも拘わらず、遺族の文字を入れないため末端にこのような誤解が生じたのだ、今後は即刻改めて欲しいと申し入れて、改めることの確約を得たのである。これが当時官庁や役人の占領軍に迎合した行政措置の一例である。その後厚生省の処置は改められたが、地方の行政機構に一旦浸透したこの状態は

容易に改善されずに長くつづいた。

その（五）　解放農地の問題点
供出米の加重に苦しむ未亡人

応召のため止むを得ず隣人に田畑の小作を依頼した。相互に好意の内に話は成立して、幾反かの田を小作人にあづけて出征した。ところが本人は戦死して終戦になっても帰ってこない。そこに農地の解放令が施行されて、小作人が拒否すれば農地の返還をしないですむ。善意で小作を請負うてくれた隣人は、全く人がかわったようなものになって、「小作田を返したら私が困るから返せない」という。この主張は絶対に強かった。経済事情は変ってきたし、これを返して貰わなければ今後の生活に困る。ここにも遺族世帯の大きな悩みが生じた。

一方戦後食糧事情が非常に苦しくなった当時、米の供出が頗るきびしかった。稲の刈入れの前に、村の有志が稲田の下見検分をして、出来ばえで米の供出量を決めて、夫々の家に通知する。この供出量が弱い者にきびしい。戦没者の妻などは毎年この問題で泣かされていた。

このような問題もあの当時の遺族の苦悩の種であった。

名誉の戦死が「犬死」に
「ほまれの家」が「戦犯の家」に
悲しい憤りを発する戦没者遺族

前述の各問題点は、そのいづれも戦没者遺族にとっては、身に染むきわめて大きな事件であった。精神的にも物質的にも筆舌につくせない多くの困難な問題が覆いかぶさってきたのである。この頃の官庁と役人には自主性はなく専ら占領政策を眷々服膺（けんけんふくよう）して、言われるがままに、忠実にその指令に従って行動していたことは正に百八十度の転換ぶりであった。保身の必要もあったであろうが、この風潮が一般大衆に波及して、戦争中の軍の一部の横暴に対する反感も手伝って、罪のない遺族に対し反感の皺がよせられたのである。あわれなる者は戦没者の遺族であった。世は挙げて正直者が馬鹿をみる、弱い者が損をする浅間しい状態で国民道義は退廃の極に達した。今日青少年犯罪激増の原因はここからでたのである。

想えばかっての「名誉の戦死」が犬死と断ぜられ、「ほまれの家」「靖国の妻」「ほまれの遺児」など名誉の称号も、「戦犯の家」、「犬死の妻」と陰口される有様となった。

かかる世情のもと、遺族はおのづから卑屈になり、世を逃れようとして幼な子を道連れに親子心中の悲劇も起り、悲憤のあまり死を選んだ老令遺族もあった。

国家、国民の戦没者遺族に対する、このような不条理な取扱いに対し、強い反撥も起った。鬱積した遺族の怒りは激情とな

って、随所に爆発しはじめた。

「吾々遺族は肉身を国家にささげた一番大きな犠牲者である。然るに吾々をこのような取扱いをされるなら、敢て国家に何もお願いはしない。息子を元の姿で返してくれ、夫を元のままで返して下さい。」

という年老いた親もあれば、戦没者の妻もでてきた。

この叫びはこれを口にすると否とにかかわらず、すべての遺族の心奥にあるはげしい感情である。これは遺族の愚痴だとばかり放置できない。遺族の中にも女や子供や老人だけではない、青少年もおれば壮年者も居る。この上、対策を誤まれば一触即発の危険を孕んでおる。これをこのまま野放しにはならない。英霊を中心に戦没者遺族の会をまとめて、これを統一指導することは緊急な要務であることを私（吉富幸助）は痛切に感じその対策を考えた。

三、昭和二十一年
山口県遺族連盟創立
発起人会

占領軍の進駐により、戦没者遺族に対する政府の態度が急速に変化し、その圧力は次第にきびしいものとなった。遺族を保護するために設けられた国家の最高機関である軍事保護院は占領軍の命令によって閉鎖された。

更に恩賜財団軍人援護会は解散して、軍人遺家族のために設けられていた多くの援護施設は閉鎖されるか他の施設に転用されて全く頼る役所も相談するさきもなくなった。

このように国や県市町村等の官公庁をはじめ、町内会、隣組に至るまでことごとく遺族に対して白々しくなって、吾々遺族は愈々頼るべき何者もなくなったのである。

この有様に対する遺族の激憤は極めてはげしく押え難い状態となりつつあった。かくして昭和二十年は暮れて、不安焦燥な二十一年の新春を迎えたが、戦没者遺族にとって極めて不穏な正月であった。

私（吉富幸助）自身日華事変に応召して、多くの兵士の戦死をこの目で見た。私の二男は県立山口中学校に在学中動員学徒として光海軍工廠に出動させられたが、昭和二十年八月十四日終戦の前日、米空軍の数次にわたる空襲によって、惜しくも壮烈なる戦死をしたのである。長男は陸軍士官学校を卒業して出征、まだ復員していないなまなましい遺家族であった。この状況のもと私は身を挺して、この危機を救わなければならない。戦没者遺族を誤らしては、事は重大であると一大決意をして、遺族会の結成を発心した。いろいろと構想を練ったが、幸い私は終戦までの職掌柄当時の市町村長さんや市町村の兵事係など知人が多かった。終戦の翌年二月初め、これら関係者約二百人に檄を飛ばして、戦没者遺族の問題について御協力を求めるため、二月十八日山口市議会議場に参集を願った。占領行政がきびしくなりつつある時であったため、当日参集して下さった方は、二百名中僅かに次の三十四名の方であった。これらの方は、戦争遂行中、町から村から多くの兵隊を第一線に送り出した公人であり、敗戦被占領下といえども、遺族に対しある責任を感じ、且つ同情を寄せられている人々である。

その日会議の議題は「敗戦によって占領政治が強行され、戦没者遺族に対する国の処遇は全く廃止された。」「夫や息子などを戦死させて大きな犠牲を払った遺族が寧ろ国民から白眼視されるようになった。」「特に重大なことはこれら遺族は、政府の占領政策丸のみの戦後処理に非常に大きな不満を抱いている。これは思想的にも重大である。」「その対策としては先づ遺族会をつくらせて、相互扶助で扶け合いの精神を涵養させよう。」「その上で出来るだけお世話をしよう。」ということに一致した。

そこで、各地区遺族会を指導統制するため県連合会を結成する必要があるとして、この集りを世話人会に切り替えて、県遺族会をつくる準備を進め、なるべく早い機会にこれを創立することとし、また地方には夫々の市町村（市は学校通学区域）に

地区遺族会の結成を促進することを申合わせ、県理事長に私が就任することになった。

これら世話人の方々がその後、陰に陽に非常に努力されたので、単位遺族会の結成も、二十一年の七月末頃までに八十一会の成立を見た。（現在の地区遺族会数は二百七十五会で、市は概ね学校通学区域毎に市町村は一単位）

発起人会の出席者氏名

木村	信作	美祢郡	和田峯治郎	彦島	
秋本	豊一	下関市	藤山 康一	大島	
藤井	知一	萩 市	梅田一太郎	富海	
松原	美津	福賀村	新藤 隆教	厚狭	
田邊	譲	大嶺	磯部 重彦	岡枝	
坂本政二郎		小串	岡 クマ	小郡	
藤井ハナヨ		川棚	上野 法雄	仙崎	
河田	潔	深川	町田 正一	田布施	
吉村	伴治	小野田	西村 卯作	宇部	
長島	紀一	防府	厚東 常吉	萩 市	
村田	公亮	山口	石川貞右エ門	山口	
鈴木	虎市	岩国	奈良本重吉	大島	
村田	巌	萩 市	橋本 隆哉	防府	
河野	のぶ	久賀	藤井 憲子	小野田	
八百屋	収	岩国	中島 勝一	光	
村田	源吉	日良居	斎藤 定雄	山口	
坂田	絹次	篠生	（現事務局長）		
吉富	幸助（主催者）	山口			

遺族連盟の創立準備

二月十八日の発起人会の申合わせに基づいて県遺族会創立準備会は、山口市大殿大路の旧愛国婦人会の事務所（現中部福祉事務所）の一部を無償で借り受け、女子事務員一人を置いて、昭和二十一年四月一日発足した。当面の任務はなるべく早い機会に県遺族会を発足させなければならない。更に各地区に遺族会を結成させることが急務であった。

この頃戦没者の慰霊祭を公的に営むことが出来ないことになったので、遺族が集って小地区の慰霊祭を仏式で執行することが流行した。地方の世話人からの連絡によって、私はこの慰霊祭に参列して、そのあとで話しあいに応じ、遺族の怒りを鎮め、反面意気消沈の状態にある者を慰問激励して、英霊を中心に、遺族会を組織することの必要を説き、代表者を選定して地区遺族会を結成することに懸命の努力をした。

この会合では、何処でも忿懣（ふんまん）やる方ない遺族の不平不満の声が鬱勃（うつぼつ）として起った。しかしこの集りはその不満の捌け口ともなったのである。ともあれ地区単位遺族会の結成はなかなか容易でなかった。

占領軍のきびしい監視
米民間情報部の取調べ

戦没者遺族のこのような動きは、やがて米軍民間情報部の探知するところとなった。この組織造りが占領政策に反抗するものではないかとの疑いを持たれたようである。予期したことではあったが遂に軍政部から呼出状を持って米兵と通訳が来て、聴きたいことがあるからこのジープで一緒に情報部長の許に来いという。山口地方米軍民間情報部は、現在の日赤支部にあった。私（吉富幸助）は情報部長の前に連れられて、そこで遺族会組織の目的や行動について根ほり葉ほり取調べられた。このことがあるだろうと覚悟はしていたので、私はこの事業に乗り出すときから予かじめ、遺族会設立の趣旨について「メモ」を準備していた。その要旨を次のように説明をした。

「戦没者遺族の現状は、物心両面において極めて悲惨である。これをこのまま放置することは人道上の問題である。遺族は息子や夫を失なった年寄りや、未亡人や子供だけの弱いものばかりである。この境遇を同じうする者が今後扶け合い手をとり合うて行かうという組織であって、何も他意はありません」

と申したところ、君は遺族かと尋ねられたから、

「私は光海軍工廠に動員学徒として出動した二男が終戦の前日二十年八月十四日空襲で戦死した遺族です」

と答えて間をおいて可否を尋ねた処、ノーともイエスともいわず、後日指示する旨を通訳を通じて言ってそれで帰らされた。

その頃米軍民間情報部には、いろいろな投書が行くようである。そのための取調べでもあるだろうが、旬日後再び出頭を要求してジープがやって来た。

情報部長の前に出ると、前日の申告に間違いはないかとのお尋ねである。前言を繰返して申上げると、重ねて私の過去の職歴を調べられたが可否の決定は数日後と云うことでまた帰された。

そこで数日待ったが呼び出しがないので、こちらからお伺いしたところが前二回にくらべて割合機嫌よく迎えてもらった。情報部長は通訳を通じて、次のような話をされた。

「これは余り好ましいことではないが、遺族だけの組織なら よかろう。今後その目的の変更は許さない。その組織の中には軍国主義的な人物や、元の職業軍人は組合の指導者になること はできない。」ということであった。

これは丁度昭和二十一年五月二十二日のことであった。

これによって漸やく遺族会をつくることは許されたが、このことを末端地区に知らせて安心の上組織づくりに協力させることはなかなか困難であった。

しかし遺族会の結成を更に進展させるためには、米軍民間情報部の了解を得たこの機会に、遺族会の中央機関としての県組織を早くつくることが何より急務となった。

山口県遺族連盟の結成（昭和二二、八、一〇）

米軍当局の了解もできたこの機会を逸せず、山口県単位組織の創立を急ぎ、それによって末端地区遺族会の結成を促進する決意を固め、諸般の準備を急速に進め、昭和二十一年八月十日別項の山口県遺族連盟創立趣意書を発表すると共に、同日を期し山口市大殿小学校講堂に会場を設け、県内市町村長及び既に結成を見た八十余会の遺族会長（未結成の地区は遺族代表）等二百三十余名に参集を求め、山口県遺族連盟の創立発会式を挙行した。市町村長、遺族代表等参列者二百余名。来賓として県民生部長谷口寿太郎氏並びに元陸軍大将井上幾太郎氏等が参列された。この席上主催者として私（吉冨幸助）は次の要旨の挨拶をして参会各位の御協力を求めた。

「海行かば水漬く屍、山行かば草むす屍、大君の辺にこそ死なめかえりみはせじ、と堅い決意のもとに一身のことをかえりみず、親愛なる父母妻子と訣別して、国難に殉ぜられた人々の犠牲的精神は誠に崇高なものである。正にこれは祖国日本の基本精神の発露である。戦没者達は国を想い、日本国家の安泰と大和民族の繁栄をこいねがい、東洋の平和のために善戦奮闘して遂に戦場に散ったのである。これは日本国民として最大の義務を果したことである。吾々遺族は英霊を中心にして、親睦の遺族会を結成し、相互に扶け合いはげまし合うて、英霊の遺志を継ぎ祖国再建のために力を尽くさなければならないと思う。この意味において山口県四万一千有余の戦没者遺族がここに大同団結をしたことは誠に意義深いことである。

先きに占領軍当局の了解も得たので、今後山口県遺族連盟は、更に内容を充実強化して県内全域に洩れなく遺族会を組織し、その育成指導につとめて以て使命の達成に邁進すると共に、戦没者遺族に対する不合理な国家の処遇改善を図らなければならない。これがため如何なる困難があろうとも、これを全国的組織に発展させなければならないと思う。御参列の各位の絶大な御協力御支援をお願いする。」

これによって参会された各位の同意を得、茲に山口県遺族連盟は成立を見たのである。

山口県遺族連盟創立趣意書

祖国永遠の平和のための戦いであることを信じ、召に応じて参戦し、言語にする艱難をなめ遂に壮烈なる戦死を遂げた英霊たちは、現世相を如何に見ているだろうか。

戦争中は国家も国民も英霊を讃仰し、遺族の援護に最善が尽された。然るに終戦となるや従来の態度が一変して全く顧みられないのみか、寧ろ冷眼視せられるこの有様は何としても頷かれない。父を夫を吾子を、この戦争で亡くした遺族こそ最大の犠牲者であり、真に敗戦の悲痛を骨身に感じている。主柱を失ない寄る辺もなく、社会民心の急激なる変化に、この苦衷を訴える由もなく、大きな精神的衝撃を受けたのである。殊に戦後経済事情の急変と、国家の処遇の停止によって生活の根基はくつがえり、ために愛児の学を廃し、身を苦界に投ずるもなお及ばぬこの現状は生やさしいものではない。本当に苦悶のどん底に突き落された現実である。

今一番弱き者は吾々遺族である。吾々は相寄り相扶け、互いに励まし合うてこの苦境から立ち上がらなくてはならない。戦没者たちは祖国を信じ、東亜の平和恢復を念じて、国家のために尊い生命をささげたのである。吾々遺族は、この英霊の遺志をついで、平和な民主日本再建の根幹となる覚悟をもたなければならない。そのために先ず一致団結しよう、力を合わせて立ち上がろう、吾々は一家の主柱を祖国に捧げたと云う誇りをこそ持つべきである。

国家再建の根幹は正に吾々遺族である。この固き決意のもとに山口県遺族連盟は結成されたのである。

昭和二十一年八月十日

山口県遺族連盟

戦没者遺族の栞を制定（昭和二一、八、一〇）

戦没者遺族の栞（しおり）を制定して、座右に備え日常生活の心構えとし、遺族会の集会等の場合これを斉唱し、生活の基準とすることにした。

戦没者遺族の栞

一、私共は一家の主柱を、お国に捧げた名誉を想い遺族としての品位を保ちます。
一、私共は戦没せし父の夫の吾子の兄弟の、尊い志を継ぎ、平和な祖国再建の根幹となります。
一、私共は一家の和合をはかり、勤労にいそしみ、生活の基いを固めます。
一、私共は遺児を立派に育て上げ、家門を継がせます。
一、私共は親睦の会を組織し、相互に扶け励まし合うて、穏健中立な道を進みます。

以上

四、昭和二十二年

日本遺族厚生連盟の創立

全国組織の生みの悩み

かくして山口県遺族連盟は一部の地区を除く外は、概ね組織の完了を見たが、われらが考えている遺族問題の解決は、日本政府を相手に交渉しなければならないし、進んでは、占領軍当局との話合いが必要であることを痛感した。そこで昭和二十一年七月二十二日、靖国神社当局に対し、未合祀の軍人軍属の合祀促進と、合祀の対象となっていない、動員学徒等の戦死者を靖国神社に合祀されるよう書類を以て陳情し、併せて神社当局において遺族の全国的組織造りを斡施せられることを要請した。

以下は遺族会の全国組織を作るための各種の動きであるが、その間山口県遺族連盟は、常に組織活動の中枢にあって、大きな役割を果し犠牲的な運動に率先し、遂に全国組織の実現を見たのである。

戦争犠牲者遺族同盟から呼びかけ

昭和二十二年四月、戦争犠牲者遺族同盟の名を以て、全国会議開催の呼びかけがあって、五月九、十両日東京において次の会合がもたれた。

一、名称　戦争犠牲遺族同盟全国会議

二、日時　昭和二十二年五月九、十日

三、会場

第一日　東京都千代田区　丸の内工業倶楽部

第二日　同　杉並区和田本町　武蔵野母子寮

四、会議の目的

(1)　全国組織の促進　(2)　地方の状況報告

(3)　運動方針の検討　(4)　組織の財政問題

等であった。この会合に参加した代表は全国三十二都府県（左記）六七名であるが、未だ県単位の組織のできていないものが多かった。本県からは吉富幸助、堀定雄、金田源一郎の三氏が出席した。

会議に参加した府県名（括弧内は人員）

青森（2）　秋田（2）　山形（1）　宮城（2）

福島（1）　茨城（2）　群馬（2）　栃木（2）

埼玉（2）　千葉（5）　東京（1）　新潟（2）

山梨（2）　長野（2）　富山（2）　石川（7）

愛知（2）　岐阜（1）　三重（3）　京都（2）

和歌山（1）　島根（1）　鳥取（1）　岡山（2）

広島（2）　山口（3）　愛媛（1）　徳島（2）

高知（2）　熊本（2）　大分（2）　宮崎（3）

会議の状況とその内容

第一日（五月九日）

午前九時丸の内工業倶楽部に集合、会場には同胞援護会総裁高松宮殿下が台臨された。その他来賓として、徳川同胞援護会長、厚生省葛西社会局長、社会党代議士元島百合子、共産党代議士小松勝子氏等が出席された。

遺族同盟委員長と称する亀田タマ氏が挨拶をしたあと、同盟本部の状況報告があり、各来賓からもそれぞれ激励的な挨拶があった後議事に入った。この日は高松宮様が終始ご臨席であったので議事はおだやかに進んだが、われわれはこの同盟を全国組織の中心拠点とするには何か物足りない感じがあった。

第二日（五月十日）

午前九時武蔵野母子寮に集合、昨日の集合より若干の減少があった。先ず母子寮を見学ついで会議に入った。本日は活発な意見が発表された。殊に昨日の会議で来賓として出席された方からアジ的挨拶があったことから問題が起り、これでは「遺族会が誤解されるおそれがある。好ましくない」と云う意見が出た、これはわれわれが組織造りをはじめる当初から最も注意深く警戒していた問題であり、遺族会が左傾してはならない。われわれが戦没者遺族の全国組織を結成する目的は、(1)戦没者の死を意義あらしめ、英霊が国家によって顕彰されなければならない。(2)国家は戦没者遺族に対し、恩給法で定めていた処遇を復活すべきである。(3)退廃せる道義をたて直し、日本の美風と伝統を戦没者遺族会で保持して行こう。(4)戦没者の遺志をついで日本の平和と安泰のために尽さなければならない。

これが遺族会結成の本旨である。一般社会から敬遠され、誤解されるようなことがあってはならないのである。

このような次第で、われわれは遺族同盟会議とは袂を別つことにして退場した。

露天会議

戦争犠牲者遺族同盟主催の会場から退場した都府県の中、十七県代表は、その付近に適当な会場を求めることができないため、止むを得ず露天会議を開いた。その日は蒸し暑い日で、露天会議は席の設けもなく、また中心的存在もなかったが、集まった者は真剣そのものであった。話合いは、「戦没者の死を意義あらしめよ」「国は遺族に補償の方途を講じ、あとのことは心配するな、といって送り出した約束を果たすべきである」。「地方の遺族は物心両面にわたって愈々困窮している」。「遺族の不満は鬱積してゆるがせにならない」などの意見が出た。そこでわれわれは、一日も速やかに全国組織を結成して、この遺族の窮状を政府や国会に報告し、対策を講じなければならないということになり、諸般の準備を整え、近く再会することを約して同

日午後五時散会した。

以上の如くこの会議では全国組織の結成には至らなかったが、各都道府県にそれぞれ全国組織を造ろうとする気運が相当に浸透したことは事実である。

全国平和連盟東京本部の呼びかけ
天皇、皇后両陛下に拝謁
全国遺族代表を皇居に召さる

昭和二十二年六月、全国平和連盟東京本部と称する会名で代表者北原正幸、福本富次郎の両氏から、各都道府県の遺族会（未結成のところはその府県庁）に参集方を要請してきた。その要旨は、遺族会の中央連絡機関として、東京に遺族会総本部を設けたい。ついては七月十三、十四、十五日の三日間その準備会を開催するので、主食（米）十食分を携帯のうえ、東京都中央区小伝馬町の大安楽寺に御参集願いたい、とのことである。そこでまたぞろリュックサックを背負うて上京、大安楽寺に十三日朝着いた。全国組織を早く造りたい一念のためである。全国から三十三都道府県の代表者が参集した。

会議の状況とその内容

第一日（七月十三日）

午前十時芝の増上寺で開会。先ず本堂において戦没者のお盆大法要が執行された。式後庫裡において会議に入る。この会議は北原正幸氏の司会のもとに、全国平和連盟総本部を東京に設置する構想について説明し、総本部の規約を審議し、ついで㈠本部の運営資金は国庫補助に仰ぐこと㈡本部支部の連絡を密にして情報の交換をすることなどについて協議した。

第二日（七月十四日）

この会議に参集した全国の遺族代表は、この日皇居において、天皇、皇后両陛下に拝謁を許されることになっていた。午前十一時代表百余名は、打揃って皇居に参入した。拝謁場所は仮皇居内庭（宮内庁裏）であった。

天皇、皇后両陛下、皇太子殿下のお三方に列立拝謁である。天皇陛下から一同に対して次のお言葉があった。

苦しいでしょうが、しばらく辛棒して下さい。皆で助けあって明るく生きて下さい。

このお言葉に対し、東京都の代表、福本富次郎氏が「英霊の精神をついで、日本再建のために努力する覚悟であります」とおこたえ申上げ、天皇陛下の万歳を三唱した。両陛下の御退場に際し、期せずして一同は国歌を斉唱した。両陛下、皇太子殿下は歩みをとどめて一同の方に向われ、これが終る迄その場に端然と立たせられた。敗戦後の両陛下の御心労の程を拝察して、一同はしばし感激の涙にむせんだのである。

第三日（七月十五日）

この日は愈々全国組織の結成に関し熱心なる意見を出したが、参会府県の中、未だ県単位の結成を完了していないものが多く、

これらの代表から時期尚早との意見が強く出された。

そこで止むを得ず、今後速やかに諸般の準備をととのえ、来る十月二十日を期して、東京に参集し、その時は必ず全国組織を結成することを申合せ会議を閉づることにした。かくして全国遺族会の生みの悩みは又々繰返された。

全国遺族代表がはじめて総理大臣、両院議長に陳情

昭和二十二年七月十五日右の会議を終った、全国遺族代表は三班にわかれ、総理大臣、厚生大臣及び衆参両院議長に対し、遺族会結成準備の報告をすると共に、地方における遺族の不平不満の状況を具して、遺族の救済は緊急な問題であることについて、政府と国会に対し真剣に陳情した。

遺族会生みのなやみは尚つづく

昭和二十二年七月末東京芝増上寺の会合における申合せによる十月二十日には遺族会の全国組織を結成するための総会開催の申合は、東京都平和連盟総本部の内紛のため、その後の準備が進捗せず遂に延期された。

この頃全国厚生連盟準備委員会と称する、京都市の井沢吉次郎氏から十月三十一日、京都市に参集方を呼びかけて来た。その内容は戦没者遺族と、傷痍軍人を包含した全国組織を、京都府を中心に結成しようという動きであり、井沢氏は傷痍軍人であって堅実な背景はなかった。

このように戦争犠牲者が集まって、全国的組織を造ろうとする動きは各方面にあったのであるが容易にまとまらなかった。

日本遺族厚生連盟の誕生

全国の遺族代表東京の神田寺に集まる

東京都の平和連盟本部の内紛は北原正幸氏の委員長辞任により解決し、その後占領軍総司令部の一応の了解をとり、厚生省方面との話合いもするし、愈々十一月十七日全国総会を東京の神田寺で開催することとなり、準備委員長斉藤晃氏の名で、昭和二十二年十月二十七日、全国各都道府県に次のように連絡があった。

会議の状況とその内容

一、総会の日時　十一月十七、十八日午前九時
二、会　場　東京都千代田区神田金沢町　神田寺
三、総会の次第
第一日（十一月十七日）
(1) 経過報告
(2) 議長選出
(3) 議　事
(イ) 会名の決定　(ロ) 会則審議
(ハ) 役員の選出　(ニ) 新役員の挨拶
この日全国二十八都道府県代表百三十五名が神田寺に参集して前記の会議を開き、準備委員長斉藤晃氏から、次のような経過報告があった。

経　過　報　告

準備委員会は、数回に亘り総司令部社会局を訪ねて、戦没者遺族の全国組織結成に関して、その趣旨を説明して了解を求めた。これに対し、社会局福祉課長ネフ大佐から左のようなお話があった。

「戦争遺族がそのような組織をつくることは好ましいことではない。総司令部としては、遺族を特に冷酷に取扱うような指令はしていない。然し強いて組織をつくることを禁止はしない。若し組織をつくるならば、次の条件を必ず守らなければならない。

(一) この組織は遺族の相互扶助を目的とすること。
(二) この組織には現職の官公吏、追放された者、元職業軍人等を役員として入れないこと。

右は総司令部の指示であるから、本部はもとより各都道府県及びその末端組織においても、これに反しないようにしなければならないと思う。ここに不十分ながら諸般の準備を整えて、この会議を開いたのである。附議した案件につき御審議の上待望の全国組織を結成いたしたい。」

この日靖国神社嘱託大谷藤之助氏も、会議に列席し、同氏から静岡県遺族会長、長島銀蔵氏（元貴族院議員）を紹介した。準備委員長の斉藤晃氏を議長に推し議事を進めた。種々議論はあったが、参会者満場一致で、戦没者遺族の全国組織を結成することを決定した。

次いで会名を審議し次のように定め、更に規約案を審議決定した。

会名　日本遺族厚生連盟

ここに山口県から昭和二十一年七月書類を以て靖国神社に、遺族の全国組織の結成斡施方を依頼してより一年有余、幾多の紆余曲折を経たが、漸やく待望の全国組織を結成するに至った。

役員の選出

ついで規約に基づき役員を選出し、当分の間理事長制とし、次の通り選任した。

理事長　長島　銀蔵（静岡県）
常任理事　佐藤　信（神奈川県）
同　栗原弥文治（神奈川県）
同　近藤　頼子（神奈川県）
同　斉藤　晃（福島県）
同　福本富次郎（東京都）
同　遠藤癸巳郎（静岡県）
理事　角山哲四郎（大分県）
同　吉富　幸助（山口県）
同　大河内　静（大阪府）
同　片山　仁（岡山県）
同　梅津　松雄（岩手県）
同　愛知県代表
同　北海道代表
同　石川県代表
同　兵庫県代表
婦人理事　東京都代表
同　大阪府代表
同　神奈川県代表
評議員　その他都道府県代表

以上の如く役員を選出した。

日本遺族厚生連盟本部事務所は、当分の間神奈川県庁内、神奈川県遺族厚生連合会内に置くこととし、東京の靖国神社の一室に連絡所を設けることにした。

ついで新たに理事長に就任した長島銀蔵氏は次の要旨の挨拶をした。

長島理事長の挨拶要旨

この度全国代表者百三十余名の燃えあがる総意によって、日本遺族厚生連盟を結成し、不肖私が理事長に選ばれた。本連盟は戦没者遺族の大同団結によって、相互扶助と福利の増進、道義の高揚と平和日本の建設を目的とする。現下無差別平等が主唱されているがわれわれ遺族だけが格別に冷遇される現状は是正されなければならない。戦没者遺族が軍国主義の温床であるかの如き謬見は間違っている。総司令部に対し、遺族の心情を訴え、全国的組織造りについても了解を得た。厚生省当局に対

しても、大臣、次官、社会局長とも緊密な連絡をとって、本日の発足を見たことは実に喜ばしい。今後本部と各県との連絡を密にし、未結成隣県の結成を促進することにも努力し、明春は名実ともに全国一丸となった組織といたしたい。格段の御協力を願う。

以上

次に本会議において次の決議をした。

日本遺族厚生連盟の決議

本日茲に全国都道府県遺族代表百三十余名の総意により、日本遺族厚生連盟の結成を了し、左記各項の貫徹を期し、これが速かなる実現を政府に要望する。

記

(一) 遺族、戦災者、引揚者の援護は、無差別平等の原則に則り、現下遺族のみの冷遇を速やかに是正するよう具体的措置を講ずること。

(二) 戦災者特別税の免税を、遺族に対しても、戦災者、引揚者と同様に適用すること。

(三) 共同募金の配分対象として遺族会を含むこと。

(四) 同胞援護会の援護対策として、遺族を被災者、引揚者と同一に取扱うこと。

右決議する。

昭和二十二年十一月十七日

日本遺族厚生連盟理事長

岩手県	梅津　松夫	静岡県	長島　銀蔵
埼玉県	矢島　撰一	山口県	吉富　幸助
福島県	大和田忠一	宮城県	須藤惣之助
佐賀県	橋本　五郎	東京都	福本富次郎
宮崎県	荒川　岩吉	栃木県	吉新　安蔵
新潟県	南波　善蔵	福井県	三井富治郎
鳥取県	米沢　安吉	愛媛県	三好　喜蔵
京都府	井沢吉次郎	三重県	青山新七郎
静岡県	遠藤癸巳郎	大阪府	大河内　静
長野県	滝沢　志郎	岐阜県	坂井　仁木
東京都	下山　初弥	東京都	前田　佳子
大分県	津野　猶人	山梨県	窪田　徳蔵
神奈川	佐藤　信	奈良県	滝沢　麻吉
		青森県	藤田　美栄

以上で第一日の会議を終了した。

(註・このような決議をし、陳情しなければならない当時の状況は誠になさけない有様であったことを想起してもらいたい。)

第二日（十一月十八日）

午前九時全員神田寺に集合、本部の運営方法、各県の提出意見を審議した。

総司令部、内閣総理大臣、両院議長に陳情

午後一時代表を四班に区分し、総司令部福祉課、片山内閣総理大臣、衆参両院議長を訪ね、日本遺族厚生連盟の結成発足にあたり挨拶すると共に、右決議書を提出して陳情した。

この陳情に対し、総司令部福祉課長ネフ大佐は次のように答えた。

「戦没者遺族のみを冷遇することは総司令部の方針ではない。戦災者、引揚者、戦没者遺族三者平等である。戦没者遺族の援護に差別的冷遇があるとすれば、了解し難いことである。速やかに遺族側から積極的に政府や地方当局に申入れて、これを是正すべきである。それは寧ろ遺族の働きかけが足りないのではないか。」

と云うことであった。

また厚生省に対しても、一松大臣、葛西次官、木村社会局長に陳情した。その回答は次の通りであった。

「遺族の援護について特別に遠慮しなければならないということはないと思う。従来援護関係の公文書に「遺族」の文字がなかったことについては、文書のなかの、引揚者、戦災者等の、「等の文字」に遺族は含まれている。この点で出先機関や、府県で誤解を生じているようなことがあればその点は速やかに是正させる。」（厚生大臣）

総司令部の意向を聴き
遺族運動に確信を得る

日本遺族連盟が結成され、茲に正式に全戦没者遺族の総意を以て、占領軍総司令部、並びに日本政府機関である厚生大臣に意見を申述べて陳情した。これによって吾々が得たものは、㈠総司令部当局が、遺族に対し特別に冷遇するような方針をとっておらない。またそのような指示を日本政府に与えていないと云うことを知り得たこと。㈡若し遺族に対する処遇に関し不満があれば、遺族側から日本政府に申出て是正さすべきである、と明確に指示したことである。これによって日本遺族厚生連盟としては、日本政府に対し、終戦後から今日に至る、遺族に対する行き過ぎの謬見を是正させるよう要求することが出来たのである。今後更に全遺族の組織をかため、その総意を結集して堂々と目的達成に邁進すべき確信を得たことは大きな成果であった。

（註）

遺族連盟を結成するまでの苦心、そして占領軍総司令部のこの明確なる意図を確認するまでの労苦は容易なものではなかったことをここに申添える。

引揚者、遺族の農地問題審議会の設置

（二二、八、一〇）

昭和二十一年農地調整法が施行された。この法律は主として小作人を保護する趣旨である。夫や息子が応召入隊するため、好意の契約で隣人に小作させた例は数多いことであった。夫は戦死して帰って来ないが、小作に出した田地は返して欲しい。ところがこの法律施行によって小作人が拒否すれば、田は返して貰えない。このことは引揚者も同様の状態である。県連盟にはその問題で関係遺族から泣きつかれる。農家の遺族にとっては実に死活の問題であった。

山口県遺族連盟では引揚者団体と共に、昭和二十二年初めから、この小作農地返還あっせん方について、県農林部長と折衝をはじめた。一方厚生省を通じて、政府に対しても遺族の小作農地問題について陳情した。

これらの結果同年八月、県知事を議長とし農林部長、民生部長、遺族会代表、引揚更生会代表、知事が任命する農地委員三名を以て組織する「引揚者、遺族農地問題審議会」が設置され ることになった。この審議会に上程せられた、遺族関係の農地問題は前後二百五十件に及び、会を開かれること十数回、審議会の決定により小作地を返還せられた遺族は百六十件であった。

この農地問題は終戦後一つの大きな問題であった。

第一回戦没者遺族実態調査

（二二、一二、一、調）

終戦後の遺族の実態は漠然として把握できなかった。県市町村においても正確なものがなかった。然る処天皇陛下が本年末頃、鳥取、山口、広島、岡山の中国各県を御巡幸相成ることになり、その主な御目的は、遺族など戦争犠牲者の状況をご覧遊ばすことにあると洩れ承わるので、昭和二十二年八月はじめ、山口県下地区遺族会長に通達をして、本年十一月一日現在を以て、遺族の実態調査を求めた。勿論、天皇陛下御巡幸までに調査を完了しなければならないので、その旨を各会長に指示し調査を急がせた結果、十一月十五日次の結果を得て、陛下御巡幸の際、知事より奏上する重要な資料となった。

第一回遺族実態調査表（二二、一一、一調）

戦没者数	四一、七五〇人
遺族戸数	四〇、一八五世帯
未亡人数	一一、〇五〇人
二〇才未満の遺児	二三、七五八人

天皇陛下を山口県下にお迎えし
優渥なるお言葉を拝す（二二、一二、四）

まだ荒廃の跡の癒えやらぬ昭和二十二年十二月四日、天皇陛下は山口にお車を進められた。午前十一時山口大学運動場に設けられた奉迎場には、県下各遺族会代表千五百余名が、奉迎者団の最右翼に整列して、陛下のお成りを待った。定刻お車からおり立たれた陛下は田中龍夫山口県知事の御先導で、先ず山口県遺族連盟代表団の前に玉歩を進められ、会長の直前に立たせられ、いとお優しい御態度で、「遺族の皆さん、辛いことも多かろうが我慢して、しっかりやって下さい」とのお言葉を賜った。陛下を咫尺にお迎えし、優渥なるこのお言葉を賜った遺族代表は、只々感激が胸に込み上げて目頭を熱くし、深く頭を下げて、会長が「ハイしっかりやります」とお答え申し上げたのである。陛下はそのあと傷病軍人団にもお言葉を賜った。ついで中央前方に設けられた台上に立たせられた。数千名の奉迎者団一同は最敬礼のあと、田中山口県知事の発声で、天皇陛下の万歳三唱に唱和した。終って天皇陛下は静かに御退場になった。



山口市の奉迎会場に行幸の「人間天皇陛下」

長いあの悪夢の戦争を、終結させられる迄の天皇陛下の御心労、国の行末を御軫念あそばされる大御心、敗戦後の御苦悩の誰よりも深いであろうと拝察される陛下のお姿を眼のあたりに拝し、一同はしばし感激の涙に咽んだのであった。

山口県遺族連盟大会状況

陛下の奉迎送を終り感激の裡に山口大学講堂に於て大会を開き会長の挨拶に次いで会務報告、遺族善行者表彰、来賓の祝辞等に続いて受田代議士の議会状況報告の後、協議会を開き活発なる意見の発表あり、次の決議をなし県当局に之を要望して其の実現化を図る事として盛会裡に午後三時解散した。

決　議

本日茲に山口県各市町村遺族代表者一千五百名参集し山口県遺族連盟大会を開き県下十五万有余人の遺族に替り現下に於ける吾等遺族の窮状を訴へさきに日本遺族厚生連盟が政府及び衆参両院になせる決議及び請願の事項を再確認すると共に左の各項を山口県当局に要望する。

記

一、生活保護法の適用に関しては主柱を失へる吾等遺族の特殊状況に鑑み特別の考慮を払わるべき事

二、農地調整法の適正なる解釈に依り遺族の農地問題を情味を以て解決せらるゝ様各農地委員会及山口県農地問題審議会に要望する

三、小学校に在学する遺児に対し学用品及び学童服を特配せらるゝ方途を講ぜらるゝ事を要望する

右決議す

昭和二十二年十二月四日

山口県遺族連盟大会

参列者一千五百名

代表者署名捺印

五、昭和二十三年

遺族連盟の機関紙
遺族新聞を発刊

（二二三、四、一五日より月刊）

遺族が相たずさえてはげまし合い、生活の再建をはかるためには、お互いの気持ちが通じ合う必要がある。遺族会全般の連絡があり、その情況が判明すればお互いの進むべき方向もわかる。協力も団結もそれから生れる。この意味でどうしても、遺族会の機関紙が必要である。このような意見が末端遺族会からも出てきたのである。そこで県連盟では、昭和二十三年四月から機関紙「遺族新聞」を発行することにした。（当時の遺族はそれ程真剣であった。）

当時資金の関係、用紙の配給等種々困難な問題はあったがこれを断行した。当時から講読式とした。初めの講読者数は二、九〇〇人であった。昭和二十四年十一月二十八日第三種郵便物の認可を受けた。発行以来今日に至るまで毎月欠かさず発刊し、講読部数二万一千部贈呈部数三百五十部に達し、遺族会の啓発指導に大きな役割を果たしている。

（平成六年四月より二ヶ月に一回発行する隔月紙に変更、平成八年一月現在、五五九号を数える）

昭和二十三年四月の創刊第一号に示された「発刊の辞」は次のとおりである。

発刊の辞

山口県遺族連盟

戦争の犠牲に依り一家の主柱を失つた吾等遺族は今や全く国家社会の背景を失い寄辺なく世の無情を訴えるに由もない世情の急変に大きな精神的衝撃を受け、殊に最近の経済情勢は生活の根基を覆えされた遺族に取っては堪えられない重荷で愛児の学を廃し身を苦界に投ずるも尚及ばぬ現状は諦めるとか、諦められぬとかの生易しい問題ではない。本当に苦悶のどん底に追い込まれた現実であるが、此の苦悶の深淵から誰が吾々を引上げてくれるのだろうか？　お互が扶け合うて此の深淵の岸に辿りつき必死の努力で這い上るより外に救いの手は伸びて来ないのである。

今一番弱きは者は吾等遺族である。一家の主柱を失い物心両面に大きな衝撃を受けて意気消沈して居るのが吾々の現状であるが、さて悲んだり、嘆いたりばかりして居ては到底起ち上る機会は吾等にはない。この境遇を同くする者が相寄り、相扶け、互いに力になり合い励まし合ってこそ吾々の再建が出来る。

祖国を信じ平和恢復を念じつゝ身命をなげうつて平和日本建設の礎石となつた父の、夫の、吾が子の尊い志を継いで穏健な思想の下、中正な行動に依り平和な民主日本再建の根幹となり、且は頽廃せる道義の恢復を図らなければならない。其のため先ず吾等は相互に扶け励まし、力を協せて共々に起ち上ろう。吾等は主柱を捧げた悲しい誇りをこそもて、卑下することは少しもない。道義国家再建の魁は吾等遺族である。此の固き決意の

下に一致協力して、吾々の立場を国家社会に顕示すると共に、其の実現を図ろう。山口県遺族連盟は此の趣旨の下に関係方面の了解の下に昭和二十一年八月結成されたのである。茲に発刊に当り無辞を述べて謹んで江湖に訴える。

遺族の声をラヂオ放送

県連盟　吉冨会長（二三、六、一二）

昭和二十三年六月二日午後六時三十分から、ＮＨＫ防府放送局において、県連盟吉冨会長が次の放送をした、以下はその全文である。

私は山口県遺族連盟の会長吉冨であります。只今から戦争犠牲遺族の現状と、これに関する種々の問題について申上げたいと思います。

（打ちのめされた遺族）

杖とも柱とも思っていた、父が、夫が、吾子が戦死したという公報を受けたとき程、大きな精神的衝撃を受けたことはありません。更に愈々遺骨を迎える日が参りまして、本当に変り果てた姿になって帰ってきた、夫の、吾子の遺骨を胸に抱きしめた時程悲しい、決定的な落胆を感じたことはありません。これは肉親を戦死させた遺族でなければ到底感じ得ない悲惨な感情であります。このことは吾ら遺族にとっては真に切実な問題で、諦らめるとか、諦らめられぬとか、そんな生やさしい問題ではありません。この悲しい思いをしている遺族であるが、戦争中は国家も国民も、遺族に対しては非常に温かい気持で、援護に万全を期せられ、その大きな背景のもとに、肩身を広くして、心豊かに感謝の気持、有難い勿体ないと云う気持さえ起したこともあった遺族であります。然るに終戦後は急に、国家国民の態度が変りました。あれ程温かい気持を寄せてくれた社会一般も急激に熱がさめて、逆に遺族を戦犯者の片われでもあるかのような見かたをするようになりまして、非常に冷酷な無慈悲な扱いを受け、遺族なるが故に肩身の狭い思いをする情けない状態になりました。今迄国家の大きな恩恵のもとに援護された遺族が一朝にして全くふり捨てられ、社会の荒浪の中に突き流され、寄る辺もなく、救済の手はどこからも差しだされない。この有様は戦没者遺族にとっては、本当に大きな衝撃であります。

（遺族未亡人と遺児の問題）

戦没者未亡人が山口県に一万一千余人、その連れている遺児が二万一千七百五十人おりますが、全国を通じますと恐らく非常に多数であろうと思います。国家の保護なきこれらの未亡人が、今日の経済事情のもとで、収入を得る道はなく、日々の生活や遺児の教育、さては家庭のごたごたに、更に社会の圧迫に、女の細腕でどうしてたえて行くでしょうか。この未亡人たちが

生活の苦悩に追われて遺児をかえりみる余裕のないとき、父なきこの子らの将来を思うと、誠に寒心に堪えないものがあります。これらの遺児が今後社会を恨み、国家を呪うようなことがあっては由々しいことになります。

更に息子を二人三人と戦死され、寄るべない老齢の遺族を放置することもゆるされない緊急な問題であります。

遺族の皆さん、このようなことを考えますと吾々遺族は、この際泣いてばかりいてはなりません。境遇を同じうする吾々遺族が、互いに扶け合、はげまし合うて立上りましょう、それより外に道はありません。

（遺族会のあり方）

このような境遇にある遺族が、同情し合い扶け合うために、村々、町々に親睦の遺族会をつくり、その会を通じて手を引き合うて、更生の道を辿りたいと思います。この構想のもとに山口県遺族連盟は、県内各市町村に小単位の遺族会を結成し、県下四万有余の遺族世帯を一丸とした組織をつくって、更に全国二百万有余の遺族世帯が一致団結して、日本遺族厚生連盟を結成して、その指導のもとに強く正しい道を辿る遺族会でなくてはならないと思います。遺族会の指導精神は次の三項に要約することができます。

㈠　吾々遺族は相互に扶け励まし合い、力になり合うて再起更生をはかる。

㈡　吾々遺族は穏健な思想、中正な行動で、道義再建のためにその根となり幹となる。

㈢　吾々遺族は平和建設の礎石となった戦没者の志を継いで、平和民主国家建設のさきがけとなる。

この指導精神のもとに全国八百万余の遺族が結束して、一意正道を歩んで前進しようとしているのであります。

（遺族は軍国主義の温床でない）

この度の戦争は、幾多の悲惨事を生んで、今国民は敗戦の苦難をなめつくしているが、中でも遺族ほど戦争の惨禍を多く蒙ったものはない。いとしい肉身を犠牲にした上、国家社会からこのような扱いをされる苦衷、物心両面にわたる大きな打撃、戦争によってこのような悲惨な境遇におちた戦争遺族が戦争を憎悪し、平和を望むことは当然であります。

このような遺族を戦争再発の温床であるとか、軍国主義の根をはるから警戒せねばならぬ、世の見せしめのためにも、遺族を冷酷に扱い懲らしめねばならぬというような考えがあるならば、それは大きな間違いであるのみならず、重大なる人道上の問題である。速やかに是正してもらわなければならない。遺族は断じて軍国主義の温床ではありません。

（冷酷扱いを改めて欲しい）
（国民が信頼する政治を）

然るに遺族は今国家から余りに無慈悲に扱われております。現在戦没者の遺骨は県の一吏員から遺族に渡されます。その伝達式も極めてお粗末で、国に殉じたものの霊に対する扱い方ではない。遺骨の伝達がそうであるが故に、遺骨を抱えた遺族に対する一般国民の態度も極めて冷淡である。混雑する汽車の中で遺骨を抱えて肩身の狭い思いをしなければならない程周囲の目は冷たいのであります。ぜにかねの問題ではないが、その日遺族に渡される葬祭料と旅費が僅かに五百八十円であります。

赤紙で召し出され、戦死した者に対する措置は、唯のこれだけである。昨年九月労働基準法が制定されて、職場で死んだ人に対しては、その規則に従うて補償金や葬祭料が支給されるが全く比べものにもなりません。このような何かにつけて、精神的にも物質的にも冷酷に無慈悲に扱われ、遺族は非常に圧迫を感ずると共に反撥もいたします。思想的にも極めて悪い影響を与えております。政府も一般国民もこの点十分御考慮願いたいと思います。

今日道義は頽廃して、悪質な犯罪は横行し誠になげかわしい世相になりましたが、その原因の一つには、国家がこの哀れむべき遺族たちを、このような状態に放任して顧りみないで、政府自らが道義をすてた範を国民に示していることによると思います。「国のため国民のためだ」と云うことで一命をささげた者に対して、国家は何のむくいる処もない。引揚者も戦災者も勿論戦争の犠牲者であるが、戦争最大の犠牲者は、戦死した者であり、その遺族であります。その遺族を国家は一番冷酷に扱っているのが現実の姿であります。平等無差別が現在しきりに言われておりますが、少くとも遺族を平等に扱っていただきたいと思います。

国家再建の要諦は、国民が政治に信頼を持つことであると信じます。戦争で幾百万の尊い生命を損じた国家が、その犠牲者に対し進んで責任を果す方途を講じてこそ、道義の建直しも自づから出来ると信じます。

茲に戦没者遺族の窮状を訴えて、政府並びに一般社会の御考慮を切にお願いする次第であります。

以上

吉富県遺族連盟会長

設立者　吉富　幸助

山口県全戦没者臨時大慰霊祭

県遺族連盟で執行（二三、一〇、八、九、一〇）

神道を敬遠し、神社行事を避けようとすることが占領軍のお気に召し、当時の時流であった。その現状をかんがみ、山口県遺族連盟は、県下四万九千余柱の英霊を慰め、遺族の志気を高揚せんとして、県連盟主催の全戦没者臨時大慰霊祭を、御霊神社境内で執行することを計画した。吾々遺族が戦没者の慰霊祭を計画実施することは、占領軍に対しても憚かるところはない。少くとも春秋二回盛大なお祭りをしようと考えたのである。

昭和二十三年秋全県下の遺族会に、お初穂米、玉串等の奉納方を促し協力を求めた。

祭典の日時は、十月八日前夜祭、同九日第一日祭、同十日を第二祭とし三日間の祭事を行なう。場所は御霊神社境内ときめた。当時の神社境内は狭隘（きょうあい）であり、且つ参拝遺族の汽車の混雑（当時は貸切バスの利用はなかった）などを考察して、参拝地区を次の通り区分して参拝するよう各会に通達した。

第一日参拝地区。

下関、宇部、萩、山口、岩国、厚狭、美祢、大島、佐波、玖珂の五市五郡関係遺族。

第二日参拝地区。

小野田、防府、徳山、下松、光、豊浦、大津、阿武、吉敷、都濃、熊毛の五市六郡関係遺族。

大慰霊祭の次第

十月八日午後八時、前夜祭

同　九日午前十時三十分、第一日祭、参拝遺族は四、四五〇名。

同　十日午前十時三十分、第二日祭、参拝遺族は四、一〇〇名。

この三日間連日好天気に恵まれて、県連盟が執行した初めての行事であったが、各会の熱心な協力と遺族多数の参拝によって頗る盛大に行なわれた。参拝の遺族は夫々心尽しのお初穂を持参して神前に供え、なつかしくも霊前に額づき、たえて久しかりし、肉身の霊と社頭の対面に一しほの感激にひたり心から満足した。

祭典終了後思い思いの持参弁当を開いて、近隣なごやかに歓談にふけり、余興の演芸や相撲に時を過ごした。これらの行事で社頭は戦後最大の賑わいであった。かくして県連盟主催の臨時大慰霊祭を盛大裡に終り、遺族たちは再会を約して家路に急いだ。この行事に対して鉄道側の協力もあり、遺族会の結束も強固となり、一般人の遺族会に対する認識のあらためられたものも少くなかった。

以来山口県遺族連盟は、毎年春戦没者大慰霊祭を主催して執行することを例とした。昭和二十八年山口県護国神社奉賛会が設立されるまで独力でこれを実行してきた。

その頃遺族の声は、御霊神社の社名を旧に復すべきであるとの意見が強く表面にあらわれてきた。時の動きも既に熟したものと認め神社側とも協議して、社名を山口県護国神社に改めることをきめ、昭和二十七年八月その手続を了し、旧社名に復したのであるが、今尚宗教法人法による神社として存続している。

衆議院議員候補者に対し、遺族問題に関する公開質問状を送付（二三、十二、一三）

衆議院議員

候補者の方へお願い

吾々遺族程戦争のため大きな犠牲を払った者は他にない事は日本国民の誰もが是認して居る処でありますが、此の遺族が今一番国家から冷遇され社会からも敬遠せられ寧ろ冷眼視されて居る状態であるが、こんな矛盾した事が何故現実にあるでありましょうか

ポツダム宣言に依って、戦争に従事した軍人に関しての全ての恩典は停止せられたであらうが、何も犯した事のない遺族に対しては何等の制限が加へられて居ない筈であります　遺族を戦争犯罪者だとか、戦争再発の温床だなどと考へ之を懲らしめて其の芽を止めなければならぬなど考へる事は非常に大きな間違であるのみならず、寧ろ残酷であり、人道上の問題であり国家道義の上からも許されない事である。国のために最大の犠牲を払った遺族に対し公約を破棄して何の酬ゆる事もしないのみか、逆に冷酷な扱いをし肩身の狭い思いをさせる様な政治は何れの世界にもあり得ない事と思ひます

山口県遺族連盟主催平和祈念
御霊神社の大慰霊祭執行
併せて、遺族大会を開催（二四、四、二二～二四）

四月二十二日午後七時より前夜祭

故陸軍中尉山本義治氏を始め二、五六〇柱の新祭神を迎えて

四月二十三日第一日祭

下関、小野田、防府、光、下松、豊浦、大津、阿武、吉敷、熊毛、五市、五郡の祭神

四月二十四日第二日祭

萩、山口、徳山、岩国、宇部、厚狭、美祢、佐波、都濃、玖珂、大島、五市六郡の祭神

祭典の次第

神職以下着席
次　修祓、
次　祝詞、
次　祭詞、
次　来賓祭文、
次　玉串奉典、
次　講演、
次　神前吹奏、
次　祭主挨拶、
次　閉式。

本連盟主催の昭和二十四年度御霊神社に於ける大慰霊祭は予ての計画に基き四月二十二日午後七時の前夜祭に始まり三日間に亘り盛大に執行せられた。

県下各地方より遥かに参拝せらるる遺族は参道に陸続として長蛇の列をなして引きもきらずやがて打ち上ぐる数発の煙火を合図に式典は開始された。

第一日は折柄の小雨にもかかわらず段上祭庭を立錐の余地なきまでに埋めた参拝者の数は約六千名に達した。第二日は麗かな春の好天に恵まれ六千数百名に上る参拝者は祭庭に端座して秩序整然と式典の開始を待つた。両日参拝者多数の為列車が混雑して到着時間約二十分遅延せしため十時四十分式典開始は止む得ず十一時に変更させられた。

式典は古屋進行係の進行に依り別項祭典の次第に従つて壮厳に執行せられ参拝の遺族は社頭に於て神なる吾が子の、夫の、父の姿なき姿に接し神のみ声をきゝ幽冥の境に親しく対面して感激の裡にしばし涕泣措くことの出来ない有様であつた。

各代表の玉串奉典も厳粛に行はれつゞいて神社庁長宮本重胤氏（県連嘱託講師鹿野町遺族会長）の熱烈懇切なる講演に参列者一同更に感激の涙を新たにし興奮の坩堝におちた。

斯くて十二時二十分主催者の挨拶を以て感激裡に盛大な式典は終つた。

祭典終了後引続いて参列の遺族は総意を以て其の場で別項の様に山口県遺族大会を開いた。

大会が終つて第二日目は県連専属の浪曲天龍虎若一座や平川

遺族会の軽音楽、寸劇など盛澤山の余興演芸に楽しみの一ときを過し午後三時半頃夫々の家路についた。

参拝の遺族達よ強くあれ栄あれと後姿を拝みつゝ見送りながら、連盟の使命の重大さと目的貫遂の決意を更にかためた。

山口県の遺族等遺族大会を開く

山口県の戦争犠牲の遺族は予てから遺族大会を開き遺族に対する現政府の不合理な取扱ひに対し世論を喚起し之れが是正方を議会、政府に要望せんとする強烈なる意志を有して居たが機熟して遂に御霊神社に於ける平和祈念式典大慰霊祭に参拝の機会に緊急大会を開いた

其の状況次の通り

山口県遺族大会
大会の次第
一、開会の辞
二、司会者挨拶
三、座長推挙
四、座長挨拶
五、会員意見発表
六、宣言決議
七、閉会の辞

大会第一日

御霊神社に参拝した下関、小野田、防府、光、下松、豊浦、大津、阿武、吉敷、熊毛、の各郡市遺族六千余名は平和祈念慰霊大祭直後緊急動議に依りその儘の会場で大会を開き吉敷郡連合遺族会長緒方源一氏を座長に推し下関市北遺族会長垢木照一氏光市連合遺族会長今本鐵三氏其の他より痛烈なる意見発表あり別項の如き宣言決議をなし午後一時半大会代表二百名は山口県庁知事室（知事上京不在）に橋本総務部長を訪問して宣言決議を提出し遺族の衷情を披瀝して知事の善処方を要望した

大会第二日

四月二十四日御霊神社の大祭に参拝した萩、山口、徳山、岩国、宇部、厚狭、美祢、玖珂、大島、都濃、佐波、の各郡市遺族六千数百名は午後十二時半より前日にならひ大会を開き座長に美祢郡連合遺族会長金田源一郎氏を推し萩市田坂信一氏三戸安秋氏徳山市佐々木済氏藤原勝四郎氏其の他より熱烈なる意見発表ありたる後宣言決議をなし午後三時副知事の私邸を訪ねつぶさに遺族の心情を訴へた処小澤副知事は篤と諒承され善処方を約されたので其の誠意に信頼して一同謝意を述べて辞去した

らゆる困難にうち克て今日に至れるは他の範にするに足る。

◎中村ヒサ

夫なき後老母に仕え九反の田畑を耕し三人の子女の養育、村女性問題対策委員として自立更生に、遺族援護に於て奮起せるは他の範とするに足る。

（遺族新聞二十九号より）

国連軍戦没者の追悼大慰霊祭を執行

（二五、十一、一九）

国境超えた聖なる祈り!!!

山口県遺族連盟では今次朝鮮事変に於て奮戦嚇々たる戦果を上げられた国連軍に感謝の意を表し且つ無惨にも戦闘のため死没した将兵の霊を弔い、其の遺された家族の人々に敬弔の意を表するため、追悼大慰霊祭を執行することにした。

戦争のため親愛なる夫を、父を、吾子を戦死させた、悲しい、そして淋しい、やる瀬ない感情は、国境を超えて変りなく、其の心境を一番良く理解が出来るものは第二次世界大戦で、同様の運命に遭うて、親愛なる家族の者を戦死させた日本の遺族である。この意味に於て本連盟は、カトリック教に依る、大追悼慰霊祭を執行し、式後感謝会を開催することにして山口キャンプ部隊長、山口民間情報部隊長、岩国濠軍部隊長、呉中国民事部長等に案内を発して、各々その賛意を得て、十一月十九日午前十時山口市今道のカトリック山口教会に於て、この行事を挙催した。

当日は前夜来の雨も晴れて、各方面より贈られた菊花薫る会場は優雅にかざられ、毛利夫人を初め数十名の婦人信者の奉仕隊整列の式場に、来賓山口キャンプ部隊長オニール大佐夫妻、山口民間情報部隊長キャシデー少佐、岩国濠軍部隊長代理、山口県知事、山口県民生部長、青柳代議士、山口県議会厚生委員長松本良一氏、山口市長、山口商工会議所会頭其の他多数参列、山口、防府、徳山、吉敷、美祢、厚狭、佐波各郡市より代表として約三百名の遺族参列、ドメンザイン神父の司式に依って荘厳なる式典は進み、ミサや赦祷の行事、神父の説教につづいて主催者吉冨県連会長より別項の挨拶があり、来賓代表として田中山口県知事、青柳代議士の挨拶の後、山口キャンプ部隊長オニール大佐の謝辞に依って盛大荘厳な追悼慰霊祭祭典を終了した。

式後別室に於て感謝会を開き主催者より国連軍の労苦をねぎらい、其の戦果に対し感謝の意を表する旨の挨拶の後、主客相交えて杯を上げて歓談時余、午後〇時三十分盛況裡に散会した。

尚此の行事を開催するにあたり、連合軍総司令官ダクラス、マックアサー元帥並びに同司令部附サムス准将に対しこの行事の趣旨を報告すると共に、国連軍の御労苦に感謝の意を表するため県連会長名を以てメッセージを贈った。

メッセージ

連合軍総司令官

ダグラス、マックアーサー元帥閣下

サムス準将閣下

私共山口県に在住する戦争犠牲の遺族十五万余人の者は閣下にこの報告を呈上する光栄を欣快に存ずるものであります。

私共は第二次世界大戦に於て親愛なる肉身を戦争の犠牲にした者達が集うて、相互扶助と平和国家建設のために力強く協力を致して居るものであります。

今回この我々の集いである山口県遺族連盟が主催して、今次朝鮮事変に於て奮戦嚇々たる戦果を上げられた国連軍に感謝の意を表し且つ無惨にも戦闘のため死没した将兵の霊を弔い、其の遺された家族の人々に敬弔の意を表する為追悼大慰霊祭を執行することに致しました。戦争のため親愛なる夫を、父を、吾子を戦死させた悲しいそして淋しいやる瀬ない感情は国境を越えて変わりはなく、其の心境を一番良く了解できるものは、第二次世界大戦で同様な運命に遭って親愛なる家族の者を戦死させた吾々日本の遺族であります。

此の感情の下に山口県遺族連盟はカトリック教司式の下に此の大追悼慰霊祭と併せ、国連軍に対する感謝会を挙催することに致しました。此の式には山口県内山口市在勤部隊及び岩国市在勤部隊の幹部諸士を御招きして其の意を通し盛大に執行致します。

此の催しが機縁となって世界各国の遺族が手を取り合い互いに親しみ合うならば、国際親善の実現も出来必ずや真の世界平和が訪れる日が来るだろう事を確信するものであります。追て右執行の日時場所は次の通りであります。

一、日時　十一月十九日（日）午前十時

二、場所　山口市今道カトリック教山口教会

ここに謹んで吾等遺族の微衷を報告し総司令部閣下の御厚情に感謝の誠意を表する次第であります。　敬白

昭和二十五年十一月三日

山口市茶畑

財団法人山口県遺族連盟

会長　吉冨幸助

連合軍総司令官

ダグラス・マックァーサー元帥閣下

連合軍総司令部　サムス準将閣下

（遺族新聞三十三号より）

青柳一郎代議士徳永本部事務局長のメッセージ発表、祝電披露の後、古屋婦人部幹事が宣言決議を朗読すれば満場拍手を以てこれを承認して午後一時閉会を宣した。

本大会に参会した遺族はもとより来賓各位も中央に於ける遺族問題の進展状況を知り得て非常なる喜びと満足を得られたことは何よりであった。別項は大会に於ける会長の挨拶である。

山口県戦没者春季大慰霊祭を佛式で執行

山口県遺族連盟では三月十日午後一時から山口市眞證寺に於いて山口県戦没者大慰霊祭を厳修した。恰も山口県遺族代表者大会に引きつづき執行する計画により県下各会の代表者一千余名参集し東大寺管長代理の参列を得、佛教団二十余名の奉仕の下に盛大に執行された。引きつづいて奈良の東大寺の発願に依って全国の戦没者の法名を大佛像の胎内に奉納して永代供養をするとの申出に依り、予て各会の希望者七千余柱の法名を集めこの機会にこれを東大寺に奉納のため歓送の式を行い来る三月お彼岸の中日を期し大佛像に納めらるることとなり、この式後参列の遺族は佛教団と共に長蛇の列をなして山口驛頭に見送り、英霊七千余柱の法名は國寶東大寺の大佛像のあらん限り、その胎内に安座して永代に厚き供養を受けられることになった。

この行事は今後未済のものについて引きつづき行うことになっている。

大会に於ける会長挨拶

本連盟は昭和二十一年四月発足以来遺族問題解決のため絶えざる努力をつづけて参りました。

遺族の問題は援護ではない「国家が当然の責任に於いて遺族に対する補償をなせ」ということである。

国のために愛国犠牲の精神を発揮して、遂に一命を捧げた者が、政治の豹変に依って馬鹿を見させられてはならない。

これが所謂遺族問題であります。遺族の問題を解決することに依って、国家としての義理が立ち、平和国家の真の建設が可能である。

遺族の問題を解決せずして、独立国家日本の再出発はあり得ないのであります。私共遺族は、終戦後非常に不幸な立場におかれた。そのみじめな状態にある遺族の福祉を何とかして回復増進することが先ず必要であります。英霊の尊き精神を活かし、道義の昂揚を図らなければならない。平和の礎となった英霊の心をついで、真に平和な国を作らなければならない。これが吾々遺族の使命であります。

是等の問題解決のための時に利あらず幾多の障害があり、圧力がありました。更に又納得の行かない幾多の疑問がありました。

この圧力や障害を排除し割り切れない疑問を解決することは、非常にむつかしい問題でありました。

即ち私の疑問とするところは

財団法人　山口県遺族連盟

五十年誌

一九九七年九月発行

発行所……財団法人　山口県遺族連盟
〒753　山口市旭通り一丁目十一番十六号
☎〇八三九―二五―一三一三

編纂……財団法人　山口県遺族連盟
五十年誌編纂専門委員会

発行者……浜野　薫

印刷所……株式会社　マルニ
〒753　山口市道祖町七番十三号
☎〇八三九―二五―一一一一